

安全管理者選任時研修 案内書

法令根拠 講習案内

- 労働安全衛生法第11条では、政令で定める業種(下記の点線枠内を参照)で50人以上の労働者を使用するものは、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから安全管理者を専任し、安全に関する技術的事項を管理させなければならないとされています。

【安全管理者を選任しなければならない業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

- 安全管理者は、労働安全衛生規則第5条により、一定の経歴等(下記の「受講資格」欄を参照)に該当する者であって、厚生労働大臣が定める安全管理に必要な知識についての研修を修了したものを選任する必要があります。
- この講習は、厚生労働大臣の定める規定に基づいて実施されるもので、安全管理者になるための必須要件です。安全管理者への就任を予定される方には、是非とも受講いただきますようご案内いたします。

申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

- 大学、高等専門学校の理科系の課程を卒業し、その後2年以上産業安全の実務を経験した者
- 高等学校、中等教育学校の理科系の課程を卒業し、その後4年以上産業安全の実務を経験した者
- その他厚生労働大臣が定める者
 - 理科系統以外の大学、高等専門学校を卒業後4年以上産業安全の実務を経験した者
 - 理科系統以外の高等学校等を卒業後6年以上産業安全の実務を経験した者
 - 7年以上産業安全の実務を経験した者

※上記に該当しない方でも受講は可能ですが、修了証のみでは安全管理者にはなれません。

講習科目 講習時間

科 目	時 間
安全管理	3時間
事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業場が一連の過程を定めて行う自主的活動(危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置を含む。)	3時間
安全教育	1.5時間
関係法令	1.5時間
合計 9時間 …… この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習では休憩時間を考慮した時間配分となっています。	

受講料

R4.4.1 料金改定

区 分	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一 般	12,100円	1,650円	13,750円
会 員	9,900円		11,550円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

全科目を受講した方に対して、修了証を交付いたします。